

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

平成23(2011)年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害(以下「東日本大震災」という。)と東京電力福島第一原子力発電所事故による災害(以下「原子力災害」という。)は、本県に甚大な被害をもたらしました。

あれから10年余りが経過し、県民の皆さんの懸命な御努力と国内外からの温かい御支援により、本県の復興は、着実に進み、産業面においても、確かな成果となって現れてきたところです。

一方で、復興の進捗に伴い、新たな課題が顕在化しており、また、令和元年東日本台風等の豪雨災害、令和3(2021)年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震、さらには、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)など新たな危機的事象の発生は、本県産業に大きな影響を及ぼしています。

このような状況の中でも、着実に復興・創生を進めていくため、令和2(2020)年8月31日に福島県中小企業振興審議会に対し、東日本大震災及び原子力災害からの復興と根強い風評の払拭、商工業・労働・観光交流等に関する各施策の基本的方向とそれを実現するための方策を明らかにすることを目的に、附属機関の設置に関する条例(昭和29年福島県条例第35号)第2条及び福島県中小企業・小規模企業振興基本条例(平成18年福島県条例第100号)第9条第3項に基づき、現行計画を見直し、新たな計画の策定について諮問しました。

この度、令和3年 月 日に福島県中小企業振興審議会の答申を受け、新たな福島県商工業振興基本計画を策定しました。

この計画は、本県産業の復興・創生の実現を図るため、取り組むべき施策の方向性を示すものであるとともに、本県の産業界(企業、商工団体等)、

研究・教育機関、行政（市町村等）の活動及び事業実施に当たっての参考指針としても活用されることを期待するものです。

2 計画の性格

- (1) この計画は、「第2期福島県復興計画」や「ふくしま創生総合戦略」と連携し、東日本大震災及び原子力災害並びに令和元年東日本台風等の自然災害により大きな影響を受けた本県産業の復興・創生を目指すとともに、令和3年10月に策定した「福島県総合計画」のうち、特に「しごと分野」を担う商工業・労働・観光交流等に関する各種施策の基本的方向を明らかにし、これを具現化する総合的な指針として策定したものです。
- (2) この計画は、福島県中小企業・小規模企業振興基本条例第9条の規定に基づく、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として策定したものです。

本県の中小企業等は、県内における事業所数の約99%、従業員数の約85%を占め、本県産業の基盤を形成し、地域の経済や雇用を支え、本県の発展と県民生活の向上に寄与してきました。東日本大震災及び原子力災害並びに自然災害等からの復興・創生を図るとともに、人口減少・少子高齢化、デジタル化などの激しい環境変化の中にあっても、本県経済に不可欠である中小企業等の振興に関する施策をこの計画に位置付け、その実現を図っていくものです。
- (3) この計画において、従前は、個別計画として位置付けていた「ふくしま労働プラン」及び「福島県工業開発計画」は、この計画に統合します。

なお、福島県工業開発条例第4条第2項に掲げる事項については、この計画の第4章に定めています。

3 計画の期間

この計画は、現在の子どもたちが親の世代となる 30 年程度先を展望しながら、令和 4（2022）年度を初年度とし、福島県総合計画の目標年度である令和 12（2030）年度までの 9 年間を計画期間としています。

なお、現在も世界中で猛威を振るう新型コロナウイルスの状況や社会経済情勢の動向を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な運用を図ります。